

労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

競業禁止の新規定

第 56 回

第 46 回の「労働法最前線」にて、営業秘密保護の観点から競業禁止に関する法律制度について解説しました。当局は更に、2013 年 2 月 1 日に発効した「最高人民法院による労働争議案件審理における適用法律の若干問題に関する解釈(四)」(以下「解釈(四)」という)で、競業禁止に関して新たな規定を設けました。今回は競業禁止の新規定について紹介し、企業人事に関するアドバイスを提示します。

1. 競業禁止の補償金を約定していない場合の法的効力
「解釈(四)」が発効するまで、この問題は司法実務において意見が異なり、例えば江蘇省高級人民法院は、このようなケースの競業禁止の約定は無効と認定しました。ただ上海高級人民法院は、競業禁止制限はなおも有効であり、双方は補償金額について協議するべきと認めました。

「解釈(四)」第 6 条ではこれについて、競業禁止の補償金を約定していない場合であっても、競業禁止の約定が無効になることはないと明確に規定しました。労働者が競業禁止義務を実際に履行した場合、企業に労働契約解除または終了前 12 カ月の平均賃金の 30% を月ごとに補償金として支払うことを要求できます。この計算方法により算出された金額が労働契約履行地の最低賃金基準より低い場合、最低賃金基準に従って支払います。

2. 競業禁止の解除

以下の状況に該当する場合、競業禁止は法により解除することができます。

(1) 競業禁止と経済補償が約定されたものの、企業側の原因により 3 カ月間競業禁止補償金が支払われない場合、労働者は競業禁止の約定を解除する権利を有します。

(2) 競業禁止期間、企業はいつでも競業禁止の約定を解除できます。ただしこのとき、労働者は企業に 3 カ月分の競業禁止補償金を別途支払うことを要求できます。

3. 違約後の履行継続義務

「解釈(四)」によると、労働者が競業禁止の約定に違反する場合、約定に従い企業に違約金を支払ったとしても、企業は約定に基づき競業禁止義務の継続履行を要求する権利を有します。

4. 企業人事に関するアドバイス

(1) 競業禁止の約定に、補償金額を明確に記載すること。
競業禁止補償金が約定されていない場合、企業は労働者に競業禁止義務の履行を要求するに十分な法律根拠を欠くことから、一般的に、このような状況にある労働者は履行するか否かを決定することができます。よって、実務においては、企業が競業禁止の約定において補償額を明確にし、労働契約解除または終了するとき、競業禁止の約定が双方に法的拘束力を及ぼさないよう、企業は書面通知により従業員に競業禁止義務を履行させることを放棄する権利を有することを明確にするよう勧めます。労働契約の競業禁止条項に補償を定めていない場合、別途書面合意を締結し、補償金を約定することも検討可能です。

なお「解釈(四)」では、競業禁止補償金を約定していな

い場合、労働者が主張できる競業禁止補償金の金額を規定していますが、自ら約定する競業禁止補償金について最低金額の制限を規定していません。よって、自ら競業禁止補償金を約定する場合、比較的フレキシブルに金額を設定することができますが、「解釈(四)」の立法趣旨からいうと、この金額は企業所在地の最低賃金基準を下回ってはなりません。

(2) 競業禁止の補償金を遅滞なく支給すること。

「解釈(四)」は、雇用企業の原因により 3 カ月間競業禁止補償金が支払われない場合、労働者は競業禁止の約定を解除する権利を有すると明確に規定しています。よって企業は、競業禁止の約定が解除されることを避けるため、遅滞なく競業禁止補償金を支払うよう注意する必要があります。

(3) 一方的な解除権の活用。

「解釈(四)」は、競業禁止制限期間内において、企業が一方的に任意解除する権利を与えており、当該権利を行使するとき、労働者は 3 カ月分の競業禁止補償金を別途支払うことを要求できます。ただ、営業秘密に関わる可能性のある職位にある者に対しては、企業はメリットとデメリットのバランスのもと競業禁止の設定を考慮でき、競業禁止期間に入った後に競業禁止義務が必要ないと判断した場合、随時競業禁止の約定を解除することができます。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)